

評議員・役員の就任承諾書の様式例について

1 解説

評議員・役員の就任に当たっては、①～③を履歴書、誓約書等で確認する必要がある。

- ①評議員・役員間の特殊関係の有無
- ②欠格条項（成年被後見人など）に該当していないこと。
- ③暴力団員等でないこと。

このうち、①は、他の評議員・役員の就任状況によって変わるため、法人側で確認する必要がある。②及び③は、候補者から誓約書を提出してもらうことで確認することができる。ただし、誓約書の徴取は法令で求められているわけではないから、誓約書を徴取するかしないかはあくまでも法人の自主的判断に任せられており、他の方法で確認することでも足りる。

なお、任期等の記載については、次に掲げるこれまでの国及び東京都の説明資料の内容を総合すると、別紙様式例のような記載が適当と思われる。

2 参考資料

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ & A
(平成28年6月20日（平成28年11月11日改訂）厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課)

問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

(答)

1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる（法第45条）。

ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。

例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。

2. なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】

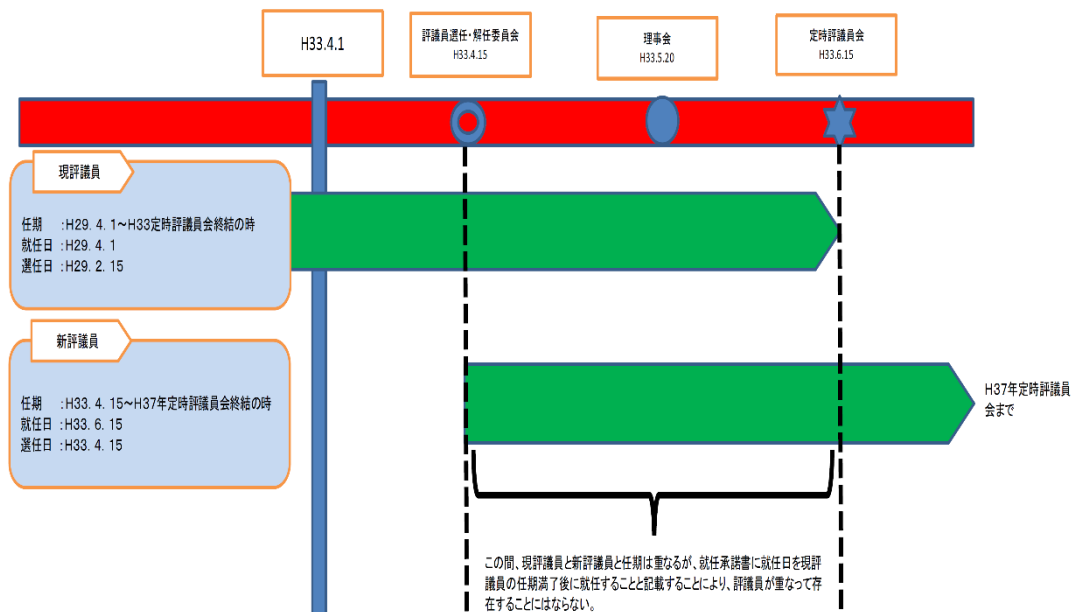
(答)

1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

定款作成の留意事項等について (P30)

(平成28年12月16日東京都福祉保健局指導監査部指導調整課社会福祉法人担当)

評議員の任期・就任日(第2期)



改正社会福祉法施行を目前に控えて～今後のスケジュール等の最終確認～ (東社協総会)

(平成29年3月10日東京都福祉保健局指導監査部指導調整課社会福祉法人担当)

評議員・役員の就任手続き

○就任承諾書は評議員・役員の就任当日までに取得する。(選任決議前の取得も可)。

なお、就任承諾書への押印は、評議員・役員とも実印・認印を問わない。

○以下①～③を履歴書、誓約書等で確認する。

①評議員・役員間の特殊関係の有無

②欠格条項(成年被後見人など)

③暴力団員等でないこと

○委嘱手続きは不要(定款で定めた場合は必要であり、その場合は理事長名で委嘱する。)